

令和 8 年度

三方原用水二期農業水利事業

西山調整池他整備工事

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総則

令和8年度 三方原用水二期農業水利事業 西山調整池他整備工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書及び標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営三方原用水二期土地改良事業計画に基づき、西山調整池他の整備を行うものである。

2. 工事場所

静岡県浜松市中央区西山町及び西鴨江町並びに浜名区都田町・細江町中川地内ほか

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

1) 西山調整池他整備工事

<内訳>

西山調整池整備工	底版工	
	コンクリート	1,337m ³
	側溝勾配修正	24.7m
	排泥工整備工	1か所
	ステップ設置	2か所
分水工整備工	2 1号分水工	1式
	2 2号分水工	1式
	2 3号分水工	1式
南部幹線減圧水槽整備工		1式
北部幹線水路整備工		1式
中川調整池整備工		1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、「概算数量発注方式」であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

5. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 115 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙様式 1 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日（工事完了期限日）まで
（余裕期間：契約締結の日から令和 8 年 8 月 4 日まで）

第 3 章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 15 日／月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇を含んでいる。

2. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8 月 13 日～8 月 15 日）。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 編 1-1-9 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 土質

西山調整池及び南部幹線減圧水槽の土質は、シルト質砂礫を想定している。

2. 第三者に対する措置

（1）騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。

（2）保安対策

1）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2）交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	配置期間	編制	昼夜別	交替要員の有無
都田 43 号線部	作業実施時	交通誘導警備員 B 2 名	昼間	無

(3) 交通対策

資機材等の搬入・搬出における車輛の出入りについては、事故防止に十分注意を払うとともに、一般交通に支障を及ぼさないような措置を講じなければならない。

(4) 防塵対策

各種資機材等の搬入・搬出時の車両走行により砂塵等が周辺地等に被害を及ぼさないよう発生防止に努めるものとするが、特に散水等の防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) その他

- 1) 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。
- 2) 地域住民から苦情があった場合には、内容を良く聞き取り、対策について監督職員と協議するものとする。
- 3) 夜間及び休業日において開口部が生ずる場合は、誘導灯及び照明灯等の照明設備や覆工ネット等により、転落防止対策を十分に図るものとする。

3. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において工事着手までに完了する予定である。ただし、工事に伴う交通規制並びに任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せのうえ受注者が必要な手続きを行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 一般事項

本工事で指定した仮設工を代替え施工する場合は、施工計画書を提出し監督職員の承諾を得なければならない。

これにより、指定した仮設工の工法及び作業量を変更する必要がある場合には監督職員と協議するものとする。

2. 建設発生土受入地

(1) 残土搬出先

本工事で発生した残土受入地は次のとおりである。

受入先	地 先 名	搬出予定量	備 考
西部合材リサイクル センター協同組合	浜松市中央区伊左地町 1511- 2	約 2 0 m ³	1 日当り最大搬入量 100m ³ /日

2. 現場搬入路

工事施工のための現場搬入路は、西山 58 号線及び都田 43 号線を利用するものとする。利用に当たっては、事故防止に十分注意を払うとともに一般通行に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。

また、善良な道路使用にも関わらず、路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 仮設ヤード

北部幹線水路整備工事の仮設ヤードは三幸調整池とし、受注者の責任において良好な管理を行わなければならない。

なお、仮設ヤードに舗装面の不具合が発生した時は、監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、調整池敷地内とする。（西山・三幸・中川）

2. 工事用地等の使用及び返還

（1）工事用地等の使用に先立ち、監督職員及び地権者と現地での立会いのうえ、使用条件、用地境界等の確認を行うものとする。

（2）受注者の都合により、工事用地等以外の用地が必要な場合には、受注者の責任により処理するものとするが、借地条件及び返還承諾等について、事前に監督職員に報告するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日交付）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

（1）石材

再生砕石 再生クラッシャラン RC-40

アスファルト混合物 再生密粒度アスコン（13）2.35ton/m³

（2）コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大 寸法 (mm)	水セメント 比 W/C (%)	セメントの種 類による記号	使用 目的
無筋 コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	
	21	12	25	60 以下	BB	

※粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

（3）コンクリート二次製品

コンクリート床板

組立式箱型マンホール

2. 見本又は資料の提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合報告書
コンクリート二次製品	試験成績書、カタログ等
石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表
アスファルト乳剤	試験成績書
アンカー類	試験成績書、カタログ等
土木安定シート	試験成績書、カタログ等
溶接金網（鉄筋）	試験成績書、カタログ等
その他監督職員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等

3. 提出図書等

- (1) 受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならない時は、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、図面に示す H26-1（H=95.066）、H26-2（H=92.702）、H26-3（H=95.229）を使用するものとする。

なお、工事着手前に工事測量を実施し、測量結果を監督職員に報告するものとし、測量結果に基づいた水路敷高を管理値に使用するものとする。

(2) 検査又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
掘削	床付状況、基準高さ	初期床付完了時	対象	合流桝
碎石基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	対象	
均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	対象	
コンクリート工	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	対象	

(3) 既設構造物に対する処置

本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告し確認を得なければならない。

(4) 設計図書等について

本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し充足するものとする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシュラン	RC-40	砕石基礎、裏込め材、補足材
再生密粒度アスコン	13	管理用通路舗装

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受け入れ時間	事業区分
アスファルト廃材	西部合材リサイクルセンター協同組合	浜松市中央区伊左地町1511-2	8:00~17:00	中間処理施設業者
廃プラスチック材	(株)アース	浜松市中央区坪井町字北新田1559-26	8:00~17:00	中間処理施設業者

なお、現場で発生する鋼材（仕切弁・ネットフェンス）は別途指示する仮置き場へ、重量を測定後に搬出するものとする。重量の測定は監督職員立会のもと行うものとする。

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

【土木工事】

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 土工

(1) 掘削

1) 掘削

- ① 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用する。
- ② 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- ③ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻し及び盛土

1) 埋戻し及び盛土は現地発生土を使用することとするが、埋戻土として適さない場合は監督職員と協議するものとする。

2) 締固め方法

1) 締固め方法

埋戻しは一層の仕上がり厚が 30cm 程度になるようにまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

(3) 基礎工

1) 砕石基礎

砕石基礎の締固めは、十分に締固めなければならない。

6. 既設構造物撤去工

(1) 仕切弁の取壊しは、機械による施工を計画しているが、施工条件等により変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 工事施工上支障となる既設構造物は、事前に構造、寸法、数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。

(3) 既設構造物撤去数量については、撤去前に現地にて計測確認を行い、差異が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

7. 西山調整池整備工

西山調整池の整備についてはステップ設置・調整池底版・排泥バルブ室設置・周囲側溝の勾配修正を図面に基づき施工するものとする。調整池底版のコンクリート打設については、図面に示すブロックごとにコンクリートを打設し、伸縮・収縮目地の設置を行うものとする。

8. 流量制御設備整備工

流量制御設備の弁室に作業用足場を図面に基づき設置するものとする。なお、南部幹線水路 23 号分水路については、バルブ操作用の振れ止め設備を図面に基づき設置するものとする。

9. 北部幹線水路整備工

(1) 雨水対策工

北部幹線水路整備工は、既設のネットフェンスを撤去しつつ、別添図面に示すコンクリート床板による雨水対策を同時進行で行い、水路に対する安全施設を常に有することとする。

(2) 境界確認施設設置

境界確認施設として、簡易境界表示ポールを設置するものとする。なお、固定方法はねじ固定とする。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第 1 編 1-1-11 に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理の追加項目

この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」（以下「施工管理基準」）によるものとする。なお、これに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth_php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に表示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 工事期間中に工事目的物を使用したことによって受注者に損害を及ぼした場合。
- (2) 施工方法等が変更となった場合。
- (3) 既設水路に補修等が必要となった場合。
- (4) コンクリート工の養生対策が必要になった場合。
- (5) 排水量に著しい変更が生じ、水替え工法の変更が生じた場合。
- (6) 新たに水替工が必要となった場合。
- (7) 上流からの送水、または下流への通水に係る新たな対応が必要となった場合。
- (8) 振動・騒音調査が必要となった場合。
- (9) 防音・防振・防塵対策及び濁水処理が新たに必要となった場合。
- (10) 現場発生材の処理方法に変更が生じた場合。
- (11) 関係機関との協議により、第 4 章 3. 第三者に対する措置に変更が生じた場合。
- (12) 第 5 章の指定仮設に変更及び追加が生じた場合。
- (13) 新たな産業廃棄物処理が必要となった場合。
- (14) 現場搬入路及び工事用道路として使用する道路等が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要がある場合。
- (15) 交通誘導警備員の配置計画に変更が生じた場合。
- (16) 工事用地の変更及びそれに伴う変更が生じた場合。
- (17) 現場搬入路及び資材置き場に障害物が確認され、移設等が必要になった場合。
- (18) 資材調達において、遠隔地からの調達が必要となった場合。
- (19) 歩掛調査等の追加が生じた場合。
- (20) 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合。
- (21) 新たな完了整備工事が必要となった場合。
- (22) 張りコンクリート及び防草対策において変更が生じた場合。
- (23) その他精査により変更が生じた場合。
- (24) その他、監督職員が必要と認めた場合。

第 13 章 設計変更の業務

受注者は設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面作成等を監督職員から指示された場合は、これに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議の上、設計変更時に計上する。

第 14 章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事的目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事的目的物の変更を伴わないものとする。

② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

イ 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

ウ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

① 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（土）様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

イ VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

ウ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

エ 発注者が別途発注する関連工事との関係

オ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

カ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（土）様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（５）VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（６）責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 入札後契約前 VE 提案

工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。

ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

4. 配置予定監理技術者等の専任期間

- （１）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （２）契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （３）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- （１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

（４）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

（６）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式－４２）に記録し、相互に確認するものとする。

６．快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要な性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

７．現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計４つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ＩＣＴ設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化

	③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） ④ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

（３）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

（４）受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

8. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について

1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。

契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式2」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式3」という。）を作成するとともに、様式3に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式2に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）で受注

者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

9. 施工箇所が点在する工事の適用

(1) 本工事は、施工箇所が4箇所点在する工事であり、『導水幹線水路整備地区①（5号バイパストンネル上流排水路復旧、耕地復旧、長石放水路漏水対策、5号開渠管理用道路舗装、進入路復旧）、導水幹線水路整備地区②（8号開渠管理用道路舗装）、導水幹線水路整備地区③（導水幹線1, 2, 5, 6号暗渠防草対策）、南部幹線水路整備地区①（南部幹線2号開渠管理用道路舗装、階段工）（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

(3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

10. 1日未満で完了する作業の積算

1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第22章12の箇所とする。

11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

13. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工期期間中の真夏日（※1）÷工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数 ※2

※2 補正係数 : 1.2

14. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い期間で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所長 様

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、施工室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	
	小 計			
現場管理 費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、施工室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小 計					
	現場管理 費	労務管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当		
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給			
小 計						
合 計						